

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年12月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年12月22日から平成22年1月17日まで縦覧に供する。

平成21年12月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山根西地区	丸亀市都市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下久保地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中の池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西ノ庄地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 金丸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 庄之池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 池田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 畑田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 木村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 荒井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 清水出水地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 八丈池2号地区	〃